



1 統計データからみた廿日市市の現状

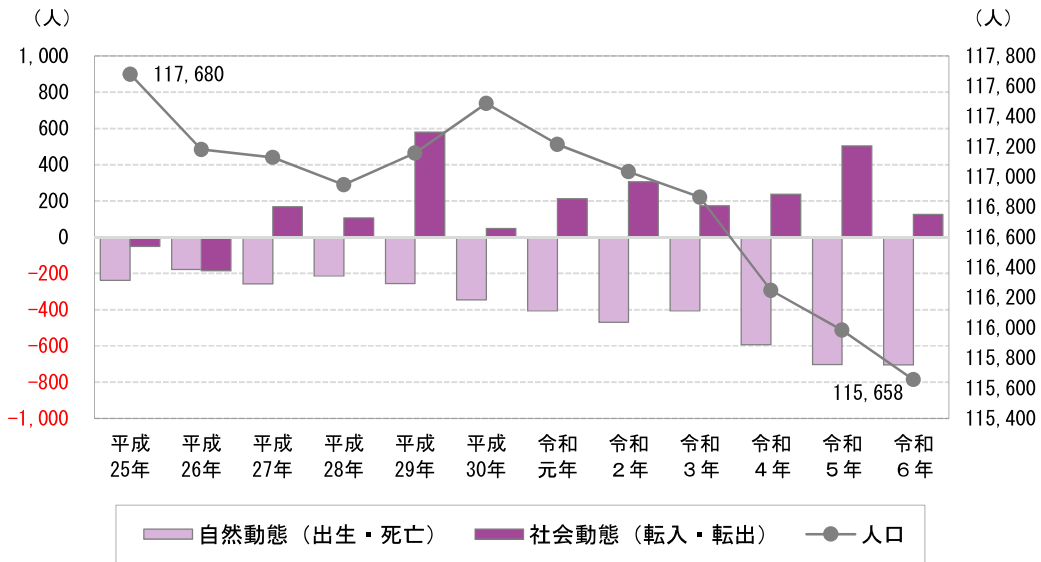
(1) 人口・人口動態の推移

本市の人口の推移は、年々増減を繰り返しながら推移し、令和6（2024）年で115,658人となっています。

年齢3区分別人口では、高齢者人口（65歳以上）の人口が年々増加しており、令和2（2020）年では、34,962人まで増加しています。

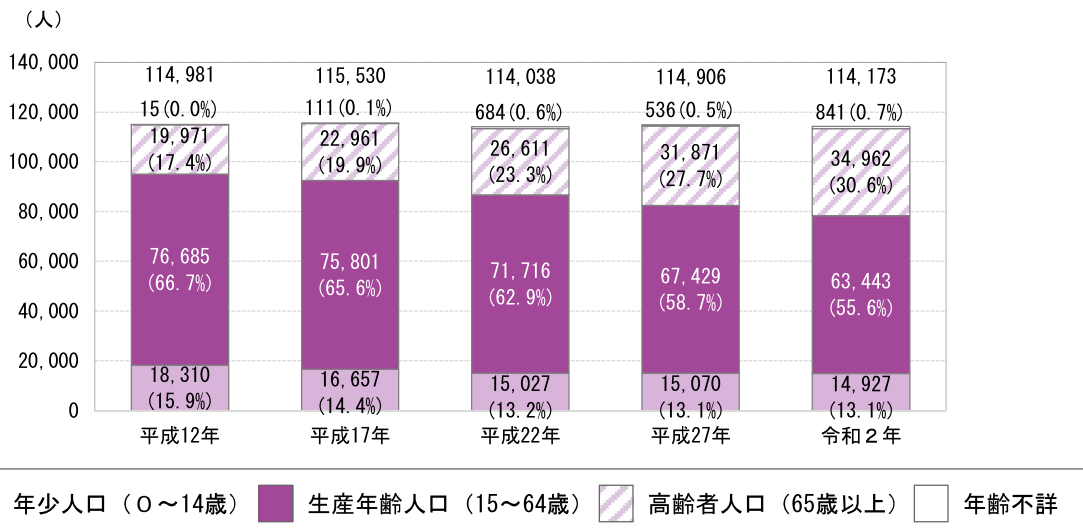
また、総世帯数は年々増加となっていますが、1世帯当たり人員は減少しており、単独世帯が増加するなど家族形態に変化がみられます。

人口動態の推移



資料：【自然動態】、【人口】：各年住民基本台帳人口 【社会動態】：各年人口移動報告（総務省）

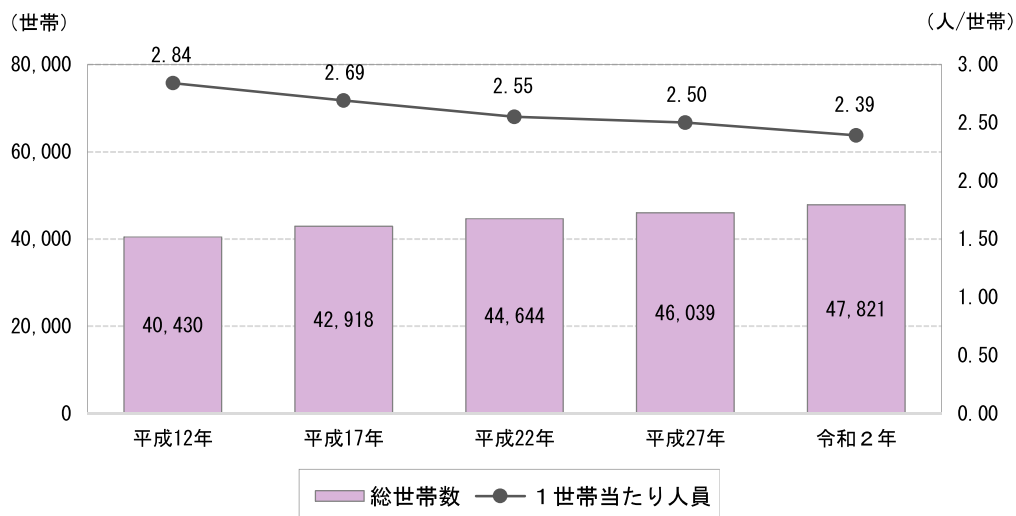
年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

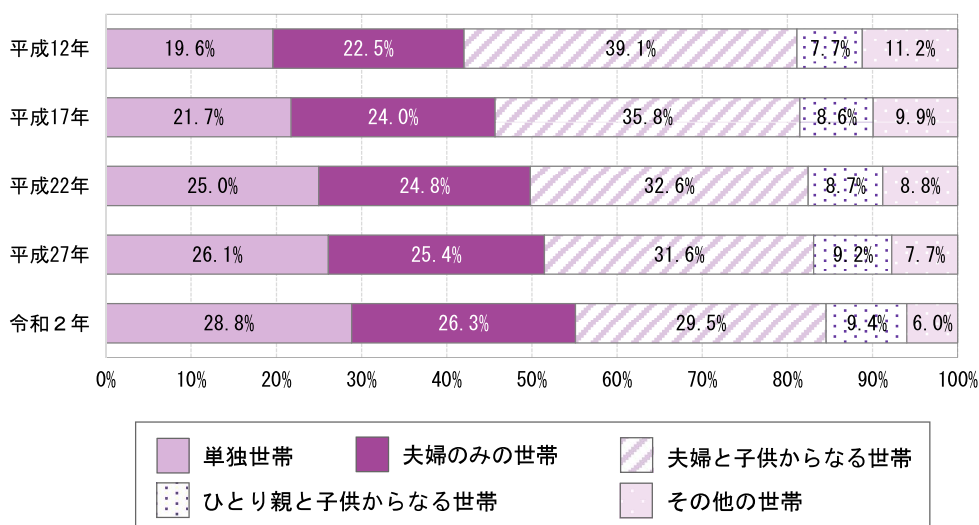


世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査

一般世帯の家族類型別割合の推移



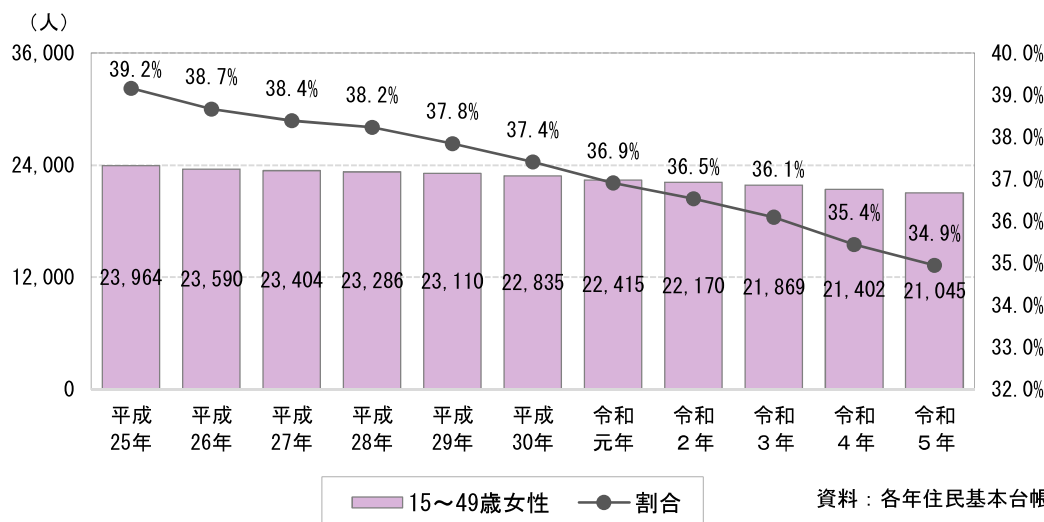
資料：国勢調査



(2) 15歳～49歳女性人口の推移

本市の15歳～49歳の女性の人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年には21,045人となっています。

15歳～49歳女性人口・割合の推移



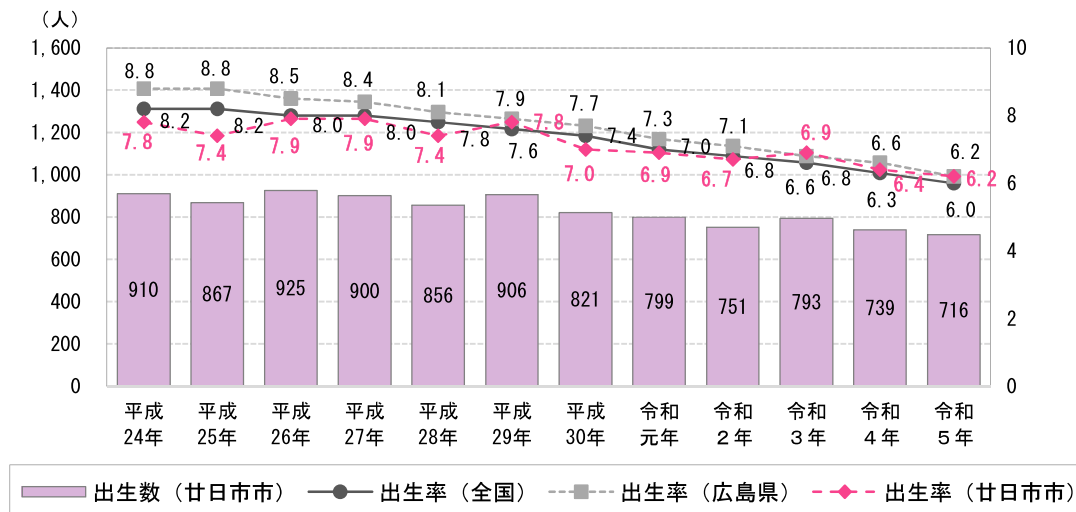
(3) 出産や婚姻の状況

出生数・出生率の推移をみると、年々増減を繰り返していますが、減少傾向となっており、令和5（2023）年の出生数は716人、出生率は6.2となっており、令和元（2019）年以降は、全国、広島県と同程度か上回っています。

本市の合計特殊出生率は年によって増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年は1.37、令和5（2023）年は1.36となっています。近年は全国平均を上回る水準で推移しており、広島県全体に対しては概ね同水準で推移しています。

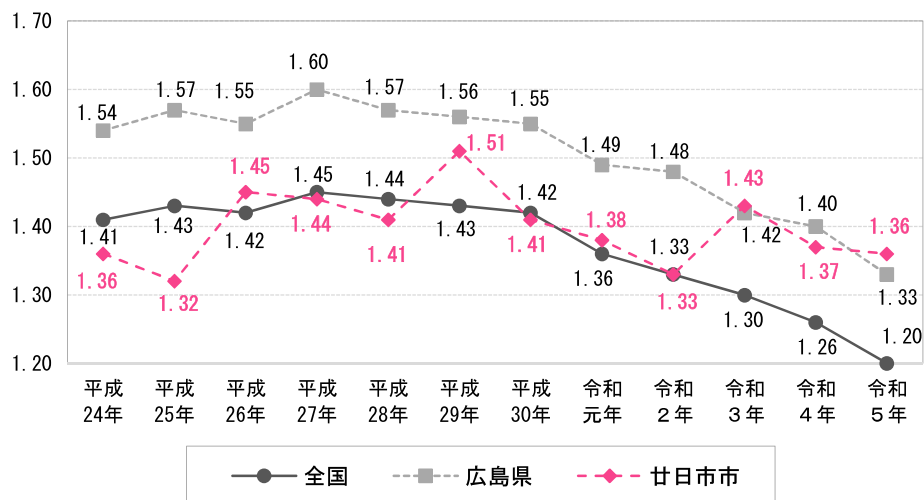
年齢別の未婚率でみると、男女どちらも40歳代の未婚率が年々増加傾向となっています。

出生数・出生率の推移



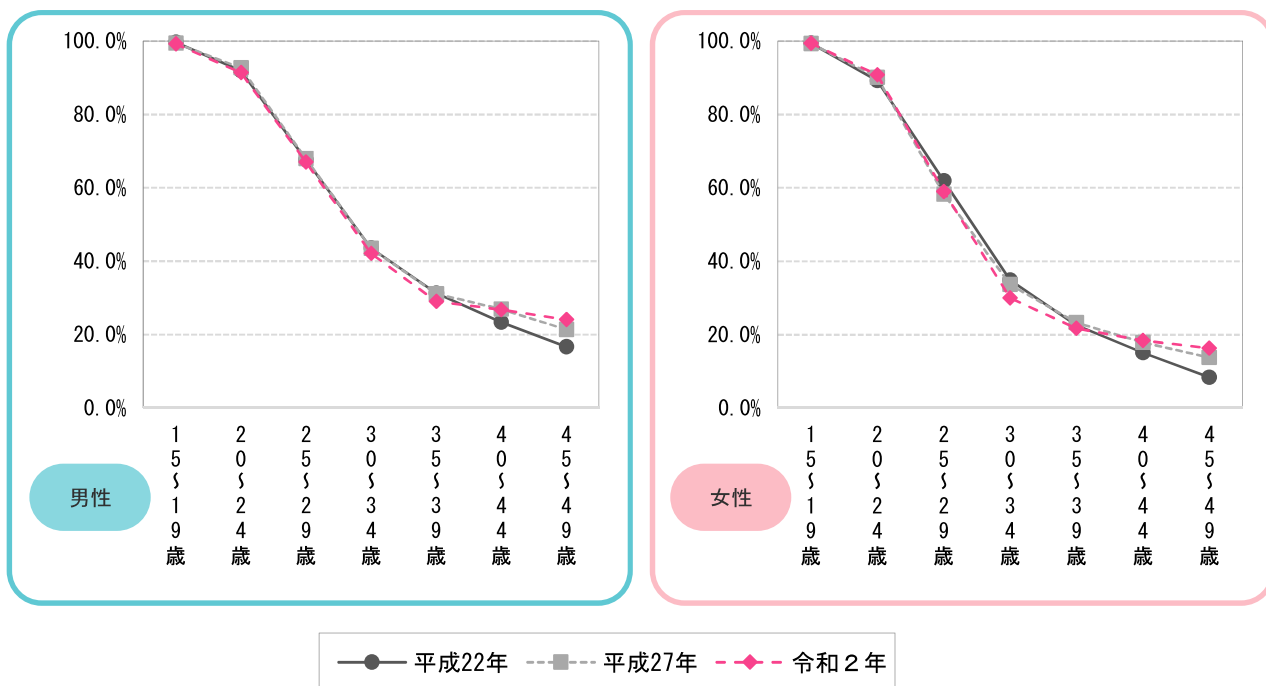


合計特殊出生率の推移



資料：【廿日市市】各年人口動態統計（厚生労働省）及び住民基本台帳人口（総務省）に基づき本市で算出、
 【広島県】人口動態統計年報、【全国】各年人口動態統計（厚生労働省）

年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査



2 第2次廿日市男女共同参画プラン（後期実施計画）数値目標の達成状況

番号	基本目標	課題	指標名	後期実施計画 策定時 (R元年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R6年度)	達成 状況
1	I 男女共同参画を進めるための人づくり	男女共同参画意識の浸透	社会全体での男女の平等感	13.4%	18.5%	10.7%	△
2			男女共同参画社会※の認知度	27.5%	32%	50.2%	◎
3		男女共同参画の基本的な考え方を大切にされた教育の推進・充実	学校の中での中・高校生の男女の平等感	50.6%	60%	50.4%	△
4	II 男女が生き生きと活躍する地域づくり	働く場における男女共同参画の推進	職場での男女の平等感	24.4%	28.0%	22.0%	△
5			男性の育児休業取得率	4.2%	9.0%	48.6% (R5年度)	◎
6		ワーク・ライフ・バランス※の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	91社 /4,445社	114社 /4,445社	96社 /4,220社	○
7			市職員の年次有給休暇取得日数（年間5日以上）	83% (H30年度)	100.0%	91.0%	○
8			子育て支援センター※の利用者数	1,704人日/ 月 (H30年度)	2,273人日/ 月 (R6年度)	2,683人日/ 月	◎
9			留守家庭児童会の定員	1,420人 (H30年度)	1,530人 (R6年度)	1,587人	◎
10			保育園（0～2歳）の定員	1,170人 (H30年度)	1,670人 (R6年度)	1,307人	○
11			介護サービス指定事業所・施設数	257箇所 (H30年度)	275箇所	318箇所	◎
12			家庭や地域における男女共同参画の推進	家庭での家事・育児・介護分担の満足度	71.0%	80.0%	68.7%
13		消防団員に女性が占める割合		3.5%	5.5%	5.36% (R7.4.1)	○
14		方針決定過程への女性の参画の推進	市の審議会等における女性委員の占める割合	21.6%	30.0%	26.6% (R7.4.1)	○
15			女性町内会長の割合	13.0%	20.0%	14.6% (R7.4.1)	○

※ 達成状況は「◎：目標値達成」「○：策定時から改善」「△：策定時より後退」



番号	基本目標	課題	指標名	後期実施計画 策定時 (R元年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R6年度)	達成 状況
16	Ⅲ 男女が 安心して暮 らせる環境 づくり	生涯を通じた男 女の健康と自立 の支援	健康診断を受診して いる人の割合	40.6%	60.0% (R5年度)	40.1%	△
17		男女間の暴力の 防止と被害者へ の支援の推進	ドメスティック・バイ オレンス※の被害や加 害経験者の割合	9.3%	5.0%	9.2%	○
18			ドメスティック・バイ オレンス※予防リーフ レットの設置箇所数	97箇所	100箇所	148箇所	◎
19	Ⅳ 女性の 活躍の推進	働く場や働き方 における女性の 活躍の推進	市職員の管理職に占 める女性の割合（保育 職・消防職除く）	14.0%	20.0%	21.8% (R7.4.1)	◎
20			市内事業所における 管理職（係長以上の役 職）に占める女性の割 合	12.4%	15.0%	24.8%	◎
21			市内事業所における 女性の採用意向	63.2%	70.0%	64.4%	○
22			女性活躍法に基づく 一般事業主行動計画 策定状況	10社 /4,445社	17社 /4,445社	41社 /4,220社	◎

※ 達成状況は「◎：目標値達成」「○：策定時から改善」「△：策定時より後退」



3 現状と課題

「第2次プラン後期実施計画」では「Ⅰ 男女共同参画を進めるための人づくり」、「Ⅱ 男女が生き生きと活躍する地域づくり」、「Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり」、「Ⅳ 女性の活躍の推進」の4つの目標を掲げて取り組んできましたが、継続的な課題に加え、新たな課題も明らかになっています。

プランに掲げた22数値目標の指標のうち、目標を達成した指標は9指標でした。目標未達成の13指標の内、後期実施計画策定時（令和元（2019）年）より数値が向上や状況が改善しているものが8指標であり、一定の成果はあったものと考えていますが、各分野での「男女の平等感」、「健康診断を受診している人の割合」など策定時より後退した指標も5指標あるなど今後も継続した施策の展開が必要となります。

第2次プランの達成状況や市の現状、市民意識から見てきた主な成果と課題は次のとおりです。

(1) 男女共同参画に関する環境

① 働く場における男女共同参画の推進や仕事と生活の両立支援

近年、「女性活躍推進法」や「育児・介護休業法[※]」の改正などの法整備が進み、本市においても働く場における様々な女性活躍への取組を行いました。市職員の管理職に占める女性の割合や市内事業所における管理職（係長以上の役職）に占める女性の割合は、目標を達成しました。

しかしながら、アンケート調査では、依然として職場における男女の平等感は男性優遇と感じている人の割合が高いことから、女性が働きやすい環境づくりや、労働条件全般において男女間の格差解消を促進していくことが必要です。（p 58・図19）


また、アンケート調査では、男女共同参画社会[※]に向けて行政が力を入れて取り組むべきことでは、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」との回答が44.7%と最も高く、次いで「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」と回答しています。（p 49・図8）

若者世代へのアンケート調査からも、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて「こどもの迎えの時刻に合わせて仕事を切り上げなければならない」「こどもの病気の回復に日数を要する場合、長期間仕事を休まなければならない」が高い割合になっています。（p 51・図9）

家庭生活においては、男性の育児休暇の取得率が大きく向上するなどの改善がみられますが、家事・育児・介護等の負担は依然として女性に偏っている状況があります。（p 53・図12）（p 55・図15）

このような状況から、男女共同参画社会[※]に向けては、子育てや介護などのライフステージ[※]においても男女が働き続ける環境の整備が求められており、仕事と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、育児・介護休業法[※]等に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や市民に対する周知・啓発を図る必要があります。また、事業者に対し、在宅勤務やフレックス制度、短時間勤務など様々な働き方が選択できる労働条件や、休暇制度を設け、多様で柔軟な職場環境の整備を働きかける取組を一層強化していく必要があります。

ワーク・ライフ・バランス[※]の推進に向け、引き続き市民・事業者に向けて普及・啓発に努めるとともに、男性の家庭への参画の促進への取組、仕事と家庭生活、地域活動などの活動を個々が希望するバランスで行える環境整備への取組や多様なライフスタイルに対応する子育て支援を行う必要があります。



② 地域における男女共同参画の推進

地域社会においては、女性が役員に就きやすい環境や仕組みづくりを整備するとともに、地域の自主的な取組への支援や、様々な分野での女性リーダーの人材育成を進める必要があります。

また、近年、頻発化・激甚化する災害への対応において、性差による影響に配慮する必要性が指摘されており、平時の地域活動から発災時、復旧・復興まで、各段階において女性の目線を取り入れていくことが重要です。

③ 方針決定過程における男女共同参画の推進

方針決定過程への女性の参画を推進するため、市の審議会等委員や市職員の管理職について、女性の登用や育成を行いました。市職員の管理職の女性の割合については、目標数値を達成したものの、審議会等における女性委員や女性の町内会長の割合は目標値を達成できておらず、女性は方針決定の場に十分に参画できているとは言えない状況となっています。

今後も女性の活躍をさらに推進するとともに、女性自身の意識や行動の変革も図っていくことが大切です。

(2) 男女共同参画に関する意識

① 固定的性別役割分担意識*の払拭に向けた啓発の推進

市では、これまで男女共同参画に関する講演会や講座の実施、パネル展示やホームページ等の様々な媒体を用いて啓発を行うなど、男女共同参画意識の浸透、固定的性別役割分担意識*の払拭等についての取組を行いました。

アンケート調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに対する賛成しない人の割合は72.8%と経年的に上昇しており、(p57・図17) 性別による固定的性別役割分担意識*は、解消されつつありますが、男女の地位の平等感については、社会全体で「平等」と感じている人の割合は10.7%であり、第2次プラン後期実施計画の策定時よりも低下しています。(p58・図18)

家族形態や働き方等の変化に伴い、男女共同参画に対する意識も確実に変化していますが、平等感については、家庭生活、地域活動、職場、政治、法律、社会通念・慣習・しきたりなど「平等になっている」と感じている人の割合が低下しています。また学校教育の場以外では、すべての分野で男性が優遇されていると感じている人の割合が未だ多数を占めており、長い時間をかけて形成されてきた固定的性別役割分担意識*や、アンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）も不平等感を生み出す要因となっていると考えられます。

今後、取組の成果を上げるために、学習機会を充実させるとともに、様々な機会や媒体を通じ、あらゆる年代に対して効果的な広報や啓発活動を行う必要があります。

また、これからの本市を担うこどもたちへの男女共同参画についての教育は、学校教育や家庭教育、地域及びメディアからの情報が大きく関係していると考えられるため、学校・家庭・地域が相互の連携を十分に図りながら取り組んでいく必要があります。



② 性の多様性に関する理解の促進

性的指向・性自認についての社会全体へ認識が広がる一方で、性的マイノリティ※の方が社会的に疎外されるなど性の多様性への理解が十分でない状況があります。

本市では、多様な性への理解促進に向けた啓発事業を行うとともに、令和4（2022）年度に「廿日市市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティ※の方が抱える生活のしづらさの解消に取り組んでいます。

引き続き、性の多様性や性的マイノリティ※の方に対する理解の促進につながる啓発事業等を行い、当事者が安心して暮らすことのできる社会環境の整備について取組を推進していく必要があります。

（3）安全で安心して暮らせる社会

① 生涯にわたる健康支援

健康は、理想とする生き方を実現する上で重要な基盤となるものであり、性別や年代にかかわらず、すべての人が、健康に関する正しい知識や情報にアクセスすることができ、健康の保持増進に自発的かつ積極的に取り組める環境を整えることが重要です。

平均寿命が延伸し人生100年時代を迎える中で、多様なライフコースの希望を実現するとともに、生涯にわたって自分らしく健康で自立した生活を送ることができるよう、若いうちから自らの健康と向き合い、健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、各種健康診断の定期的な受診を促し疾病の早期発見・早期治療につなげるなど、性差や年代の違い、個人差に応じた健康支援も必要です。また、妊娠、出産等のライフステージ※に応じた切れ目のない相談支援を行うことも一層重要となります。

第2次プラン後期実施計画においては、健診を受診している割合が目標に達していないため、健診を受けやすい環境整備などにより、受診率の向上に努めていく必要があります。

② DV※等の防止と被害者への支援の充実及び困難を抱える人への支援

アンケート調査では、配偶者や恋人からされたこと・したことがある暴力の内容について、「のしる、大声でどなる」との回答は、他の暴力の内容と比べて「したことがある」、「されたことがある」、「した・された両方ある」の割合が高くなっています。（p61・図24）

DV※等は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす人権侵害であり、その防止と被害者の支援は重大な課題となっています。社会全体で暴力を許さないという意識を共有し、相談体制を整備し被害者への適切な支援を行う必要があります。

また、DV※等や各種ハラスメントを含め様々な困難を抱える人について一人ひとりに寄り添った支援が確実に行われるよう取組を継続・強化する必要があります。